

市町村職員退職手当条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則

(平成 26 年 11 月 5 日組合規則第 1 号)

(応募及び応募の取下げの様式)

第 1 条 市町村職員退職手当条例（昭和 35 年組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 11 条の 2 第 9 項の規定による応募（以下「応募」という。）は、別記様式第 1 の申請書によるものとする。

2 条例第 11 条の 2 第 9 項の規定による応募の取下げは、別記様式第 2 の申請書によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第 2 条 条例第 11 条の 2 第 12 項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第 11 条の 2 第 11 項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 別記様式第 3

(2) 認定をしない旨の決定をしたとき 別記様式第 4

(退職すべき期日の通知の様式)

第 3 条 条例第 11 条の 2 第 13 項の規定による通知（以下「第 13 項通知」という。）は、別記様式第 5 の通知書によるものとする。ただし、前条第 1 号に定める通知書により第 13 項通知を併せて行った場合は、別記様式第 5 の通知書を省略することができる。

(募集実施要項の記載事項)

第 4 条 条例第 11 条の 2 第 2 項第 11 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 11 条の 2 第 9 項各号に掲げる職員が応募することはできない旨

(2) 条例第 11 条の 2 第 11 項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨

(3) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、第 13 項通知を行うこととなる旨（募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。）

(4) 条例第 11 条の 2 第 5 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨

(5) 条例第 11 条の 2 第 14 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあるときは、その旨

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第 5 条 条例第 11 条の 2 第 14 項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 別記様式第 6

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 別記様式第 7

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第6条 条例第11条の2第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第8の通知書によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。